

2020年1月10日

SAAJ NEWS RELEASE

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準(案)」について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長)は、2019年10月30日に公表された企業会計基準公開草案第69号(企業会計基準第24号の改正案)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」に対して、1月10日に意見書を提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 「財務諸表を作成するための基礎的な事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則と手続きの概要を示す」という開示目的に同意する。この様な利用者目線に立って、画期的な開示目的を明記した新たな会計基準が提案されたことを非常に高く評価している。
- ✓ 「この開示目的は、会計処理の対象となる会計事象や取引に関する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じである」という提案に同意する。近年の金融技術の革新によって、次々と誕生する新たな金融商品や取引形態の発生から会計基準の確定までの間、財務諸表作成者の裁量の余地が非常に大きい現状では、会計処理が歪められる危険性を否定できない。「会計基準等の定めが明らかでない場合も同じである」と規定することにより、この様な危険性は大きく低下するであろう。
- ✓ 従来の考え方に変更のないことを示すため、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぎ、『公開草案』第4-2項に会計方針として、①有価証券の評価基準及び評価方法、②棚卸資産の評価基準及び評価方法、③固定資産の減価償却の方法、④繰延資産の処理方法、⑤外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準、⑥引当金の計上基準、⑦収益及び費用の計上基準を例示するという提案に同意する。
- ✓ 例示にない重要な会計方針の開示として、現在の主要な子会社・持分法適用会社について、連結の範囲と持分法の適用範囲に含めた理由が分る様に、各企業には会計方針として個社別に開示していただきたい。

【添付資料】「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正
に関する会計基準(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：職業倫理教育企画部長 貝増 眞かいます